

千葉県中央区選挙管理委員会告示第11号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県中央区選挙管理委員会委員長 増田昌彦

場 所	期 間	時 間	備 考
千葉県中央区役所 （きぼーる11階） 中央区選挙管理委員会事務局	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで	午前8時30分から 午後8時00分まで	全ての不在者投票を受付
蘇我コミュニティセンター 1階ロビー	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで	午前8時30分から 午後8時00分まで	18歳未満の選挙人の不在者投票のみ受付
そごう千葉店 地下1階まつりの広場	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで	午前10時00分から 午後8時00分まで	18歳未満の選挙人の不在者投票のみ受付